



MIMYO

入園のしおり

ご利用にあつ

Mimyo Day Nursery

《重要事項説明書》

たくましく
やさしく
のびやかに



段原みみょう保育園

〒732-0814 広島市南区段原南一丁目5-3

TEL (082) 568-8330

FAX (082) 568-8355



はじめに

「みみょうの保育の考え方」

昨今、グローバル化の進展や人工知能（AI）の技術革新等により、社会システムや雇用環境が大きく変化する中、多様な考え方や新たな価値を生み出していくことが求められる社会へと変容してきています。

子どもたちを取り巻く環境も社会の変容に併せ、「子どもを主体とした協同的な学び」がこれまで以上に重要視されるようになってきました。

「子どもを主体とした協同的な学び」とは、子どもが主体的、能動的に遊び込む中で、人のかかわりや対話を通して学ぶことを促すという考え方であり、①目標に向かって粘り強く頑張る力、②人と上手にかかわる力、③感情をコントロールする力といった「非認知能力」を総合的に高めることをねらいとしています。

みみょうでは、「感謝と思いやりのある自主的な行動のとれる子に」という保育理念のもと、昨今では、「子ども主体の保育」、「非認知能力を高める保育」に力を入れています。

保育理念はもとより、「子ども主体の保育」、「非認知能力を高める保育」のいずれもが、自分を肯定的に捉える、あるいはあるがままの自分を受け入れるという感覚である「自己肯定感」がベースとなってきます。

「自己肯定感」は、保護者や特定の保育者が、ポジティブな態度もネガティブな態度も、また言葉や感情もすべて受け入れ、何気ないしぐさやつぶやきなども見逃さずに寄り添って応えるという丁寧で応答的なかかわりによって育まれていきます。

みみょうでは、「自己肯定感」を育むとともに「あそび」を中心とした保育を展開しています。子どもにとって、あそびは自己選択的で、自主的なものでなければなりません。だからこそ、自らが好きなあそびを見つけ出し、それにとことん向き合う環境を整える必要があります。また、あそびは結果よりも過程が大事になってきます。あそびや生活といった直接的・具体的な様々な体験を通して、人と関わる力、思考力、感性、表現する力などを育み、人間としての生きる力の基礎である「非認知能力」を培ってまいります。同時に、あそびを自己選択することにより「子どもの主体性」を育むとともに、様々な生活場面で自分で決めたり、できるようになる瞬間を積み重ねることで「自立（律）」を促してまいります。

また、小学校の前倒しのような早期教育は行いませんが、幼児期の発達の特性に合った遊びを大切に園生活を通して、何に対しても興味・探究心があり、常に意欲的に関わろうとする子どもを育ててまいります。

みみょうグループ 理事長 松尾 竜

みみょうの保育

保育所保育指針のみならず仏教保育の理念に基づき保育計画を編成し、保育をして参りますが、みみょうの保育は、「あそび」が基本となります。子どもは「あそび」ながら、いろいろなことを学び、友だちと一緒に考えたり工夫しながら、活動の輪を広げていきます。

園では、勝手に遊ばせるのではなく、子どもたちの「あそび」をうまく生かし、発展させて、継続性、協調性、集中力、仲間意識、より広い人間関係、優しさなど、人間として大切なことが身につくように見守りながら、子どもたちの成長を応援していきます。

目 次

第1章 法人の概要	法人の概略（みみようグループ）	1
	施設の概略	1～2
第2章 施設概要	園施設の概略	3
	沿革	3
第3章 保 育	園内見取り図	4
	保育理念	5
	基本方針	5
	保育目標	5
	当園の基本的な考え方	6
	事業内容	7
	保育園の一年	8
	園での生活／一日の流れ	9
	登園について／降園について	10
	門扉について／駐車場について	11
	食事について	12
	利用料その他の費用について	13
第4章 保健と 健康管理	病後の登園時注意事項	14
	園児健康診断	14
	保育園と薬／薬の依頼票	15
	保育園での健康管理	16
第5章 家庭との連携	入園後の生活について	17
	ご家庭にお願いすること	18
	おたより帳	19
第6章 準備物の ご案内	ご家庭で準備していただくもの	20
	毎日ご用意ください	21
	名前をかいて／制服について（3.4.5歳児）	22
第7章 資料 *家庭との連携 *保健と健康管理 *防災と安全管理 *子育て支援	ご意見・ご要望を受けつけています	23
	プライバシーを守るために	23
	緊急連絡の方法	23
	主に利用している病院リスト	24
	誤飲の手当て早見表	25
	子どもの病気～症状に合わせた対応～	26
	各種感染症の登園基準	27～30
	子どもたちを災害から守るために（防災訓練）	31
	園の安全対策等（万が一に備えて）	32
	子育て支援制度	33
	虐待防止のための措置に関する事項	33
	関連機関	33

第1章 法人の概要（みみょうグループ）

法人の概略

沿革

社会福祉法人微妙福祉会は、大正 14(1925)年4月広島市南段原町において開祖松尾シズが、「仏の子をつくりたい」と願って設立した「みみょう幼稚園」を母体に、昭和 24(1949)年4月、初代理事長松尾賢俊・とし枝夫妻により設立された「みみょう保育園」からスタートしました。

以来、学校法人微妙学園、学校法人翠光学園と連携しながら、「感謝と思いやり」のある「自主的な行動」がとれる子に育てるとい法人の理念に基づいた福祉事業の展開を心がけています。

今後も職員一同、保護者・地域・行政・関係各位の皆様と手を添えて、子どもの豊かな育ちを支えるために地域の「子育てセンター」の役割を担ってまいります。

施設の概略

社会福祉法人^{みみょう}微妙福祉会

〇みみょう保育園



昭和 24(1949)年4月開園 広島市南区東雲本町二丁目 10-9
定員乳児 45 名 鉄筋コンクリート造2階建 410.73 m²
乳児保育、延長保育、障がい児保育、子育て支援事業、園開放
Tel(082)282-6366

〇第二みみょうこども園（法人本部）



昭和 50(1975)年4月開園 広島市南区東雲本町二丁目 12-20
令和 4(2022)年4月 保育所型認定こども園に移行
定員 370 名(1号認定 10 名 2号認定 222 名 3号認定 138 名)
鉄筋コンクリート6階建 3,298.31 m²
乳幼児保育、延長保育、障がい児保育、一時預かり、子育て支援事業、園開放
Tel(082)283-0900

〇段原みみょう保育園



平成 13(2001)年4月開園 広島市南区段原南一丁目5-3
定員 130 名(乳児 55 名、幼児 75 名)
鉄骨造5階建一部鉄筋コンクリート造 934.02 m²
乳幼児保育、延長保育、障がい児保育、一時預かり、休日保育、
子育て支援事業、園開放
Tel(082)568-8330

〇くまの・みらい保育園（熊野町から指定管理者として受諾）



平成 19(2007)年4月開園 安芸郡熊野町神田 15-1
定員 180 名(乳児 88 名、幼児 92 名)
鉄筋コンクリート造2階建一部鉄骨造 2,643.68 m²
乳幼児保育、延長保育、障がい児保育、一時預かり、病後児保育
子育て支援事業、園開放
Tel(082)820-5000

〇日出みみょう乳児園



平成 25(2013)年4月開園 広島市南区段原日出一丁目 14-16
定員 乳児 67 名 鉄骨造2階建 680.13 m²
乳児保育、延長保育、障がい児保育、子育て支援事業、園開放
Tel(082)569-4455

○（分園）日出みみよう幼稚園



平成 30（2018）年 6 月開園 広島市南区段原日出二丁目 12-2
定員 幼児 90 名
鉄骨造 4 階建 908.6 ㎡
幼児保育、延長保育、障がい児保育
Tel(082) 207-1191

○坂みみよう保育園



平成 27(2015)年4月開園 安芸郡坂町坂西二丁目 2-12
定員 140 名(乳児 50 名、幼児 90 名)
鉄筋コンクリート造 2 階建 一部鉄骨造 1,114.99 ㎡
乳幼児保育、延長保育、障がい児保育、子育て支援事業、園開放
Tel(082) 884-3007

○小屋浦みみよう保育園



平成 27(2015)年4月開園 安芸郡坂町小屋浦二丁目 38-27
定員 40 名(乳児 10 名、幼児 30 名)
乳幼児保育、延長保育、障がい児保育、一時預かり、
子育て支援事業、園開放
Tel(082) 886-8835

○小屋浦子育て支援センターパオちゃんルーム



平成 30(2018)年4月開設 安芸郡坂町小屋浦一丁目 7 番 1-101 号
小屋浦子育て支援住宅内 1 号棟 101 号室 74.82 ㎡
地域子育て支援拠点事業
Tel080-8241-1175

○みみよう児童クラブしののめ



平成 29 年（2017）年 1 2 月開設 広島市南区東雲本町二丁目 7-6
定員 40 名（小学校 1 年生～6 年生対象）
鉄筋コンクリート 7 階建て一階部分 101.53 ㎡
放課後児童クラブ、児童クラブ延長保育
Tel(082) 283-7780

学校法人微妙学園

○みみよう幼稚園



大正 14(1925)年4月開園 広島市南区段原南一丁目 5-3
令和 6（2024）年 4 月幼稚園型認定こども園に移行
定員 200 名
鉄筋コンクリート造 3 階建 938.43 ㎡
預かり保育、障がい児保育、子育て支援事業、園開放
Tel(082) 261-5330

学校法人翠光学園

○すいこう認定こども園



昭和 50(1975)年4月開園 広島市安佐北区口田五丁目 17-19
平成 22(2010)年9月認定こども園に移行
令和 4 年 1 月 31 日新園舎竣工
定員 170 名（1 号認定 60 名、2 号認定 60 名、3 号認定 50 名）
鉄筋コンクリート造 2 階建 1,034.82 ㎡
乳幼児保育、預かり保育、延長保育、障がい児保育、一時預かり、
子育て支援事業、園開放
Tel(082) 842-2700

第2章

施設概要

園施設の概略

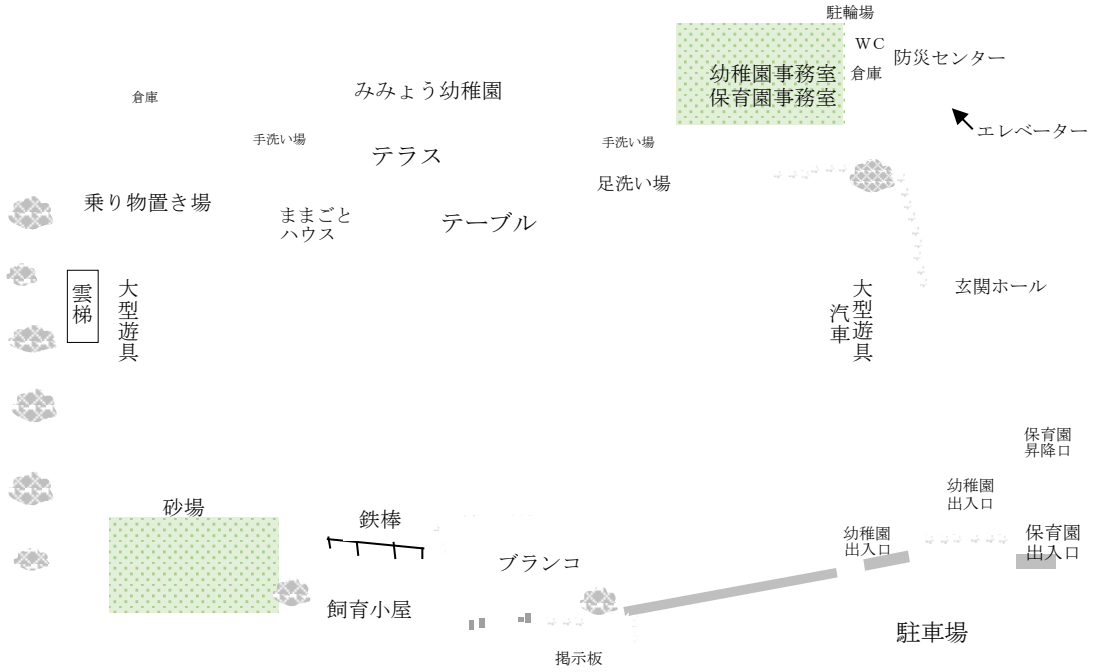
施設名	段原みみょう保育園	職員体制・・・園長・主任保育士・保育士 看護師・栄養士・調理員・ 事務員									
所在地	〒732-0814 広島市南区段原南一丁目5-3	※職員の定数は、「児童福祉施設最低基準第5 章33条」に定められている数を下 回らない人員を配置しています。									
電話	(082) 568-8330	嘱託医									
FAX	(082) 568-8355										
メールアドレス	info@mimyo.org	<table border="1"> <tr> <td>内科・小児科</td> <td>おかはた小児科クリニック</td> </tr> <tr> <td>耳鼻咽喉科</td> <td>半田耳鼻咽喉科医院</td> </tr> <tr> <td>眼科</td> <td>高山眼科</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>タナカ歯科医院</td> </tr> </table>		内科・小児科	おかはた小児科クリニック	耳鼻咽喉科	半田耳鼻咽喉科医院	眼科	高山眼科	歯科	タナカ歯科医院
内科・小児科	おかはた小児科クリニック										
耳鼻咽喉科	半田耳鼻咽喉科医院										
眼科	高山眼科										
歯科	タナカ歯科医院										
ホームページ	http://www.mimyo.org										
定員	130名・乳児～就学前乳幼児	クラス編成									
	0歳未満児 15名 1.2歳児 40名 3歳以上児 75名	年齢	クラス名	名札・帽子などの色							
敷地面積	347.40㎡	0歳	ひよこ組								
延床面積	934.02㎡	1歳	うさぎ組	緑色							
野外遊戯場面積	約500㎡(比治山公園一部)	2歳	らいおん組	桃色							
屋上遊戯場面積		3歳	ぼたん組	ぼたん色							
構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造5階建て	4歳	ひまわり組	山吹色							
開所時間	7:15～20:15(延長保育時間を含む)	5歳	すみれ組	藤色							
入園対象児	生後8週～就学前										
延長保育	午後6:15～8:15まで										

沿革

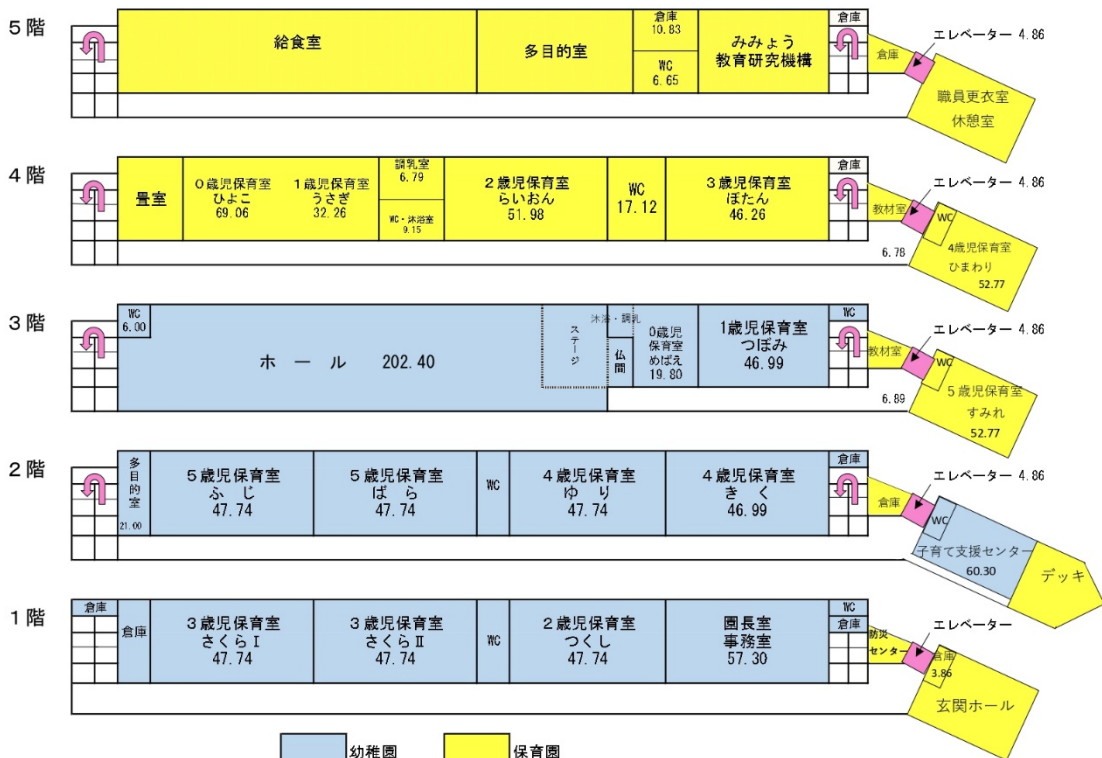
- 1.開園 平成13年4月1日・・・定員90名(3歳未満児45名, 3歳以上児45名)にて開園する。
(幼稚園・保育園合築型)
- 1.延長保育 平成13年4月1日・・・定員20名にて1時間延長(19:15まで)
定員10名にて2時間延長(20:15まで)を開始する。
- 1.一時預かり 平成13年4月1日・・・一時的保育事業を開始する。
- 1.定員変更 平成14年4月1日・・・定員110名(3歳未満児50名, 3歳以上児60名)に増員する。
- 1.延長保育 平成14年4月1日・・・1時間延長(19:15まで)を定員30名に増員する。
- 1.定員変更 平成15年4月1日・・・定員125名(3歳未満児50名, 3歳以上児75名)に増員する。
- 1.定員変更 平成18年4月1日・・・定員130名(3歳未満児55名, 3歳以上児75名)に増員する。
- 1.休日保育 平成19年9月1日・・・休日保育・みみょうプラザを開始する。

段原みみょう保育園

見取り図園庭



● みみょう幼稚園・段原みみょう保育園 施設案内図 ●



第3章 保 育

保 育 理 念

「感謝と思いやり」のある「自主的な行動」のとれる子に

基 本 方 針

- 生まれてきてくれたこと、その存在そのものを無条件に認め、ていねいに関わる。
- 表情や動きの中から、子どもの欲求を察し、愛情深く応え、大人に対する信頼感や安心感を育てる。
- 多くの人との出会いと、さまざまな楽しい経験を重ねる中で、興味や関心を広げていけるようにする。
- 食事・排泄・睡眠、着脱など、日々の安定した生活の中で、少しずつ「自分で」と意欲が湧くようにしていく。

保 育 目 標

- 1. 思いや欲求が受け入れられ、愛されることで人が好きになる子に
- 2. 話しかけられたり、聞いてもらいながら存在感を肯定できる子に
- 3. 感動したことや、自分の思いを素直に表現できる子に
- 4. 友だちとの交わりを好み、集中して遊び込むことができる子に
- 5. 善悪や状況判断ができる子に
- 6. 「^{いのち}生命を大切に」、人や物を大切にする子に



(1) 保育園は楽しく遊ぶところです。

ジャン・ピアジェ博士の「行動するように働きかけなさい。そして、子どもたちの動きにまかせなさい。」という言葉があるように、子どもたちは身体全体を使って行動（あそび）しながら、いろいろなことを考えたり認識したりしています。

当園では、あそびを大切にしています。あそびには、一人で遊ぶあそびもあれば数人で遊ぶあそびもあります。運動場でみんなと遊ぶあそびもあれば、保育室の中で絵を描いたり製作したりするあそびもあります。年齢や発達により、あそびのパターンはさまざまに変化してゆきますが、あそびを重ねる間に子どもたちは、考えたり工夫することの楽しさや、約束や順番をまもることの大切さなどを知ります。

当園では、保育指針に準拠した保育をいたしますが、あくまでも毎日が「楽しい保育」になるように、できるだけ「選ぶ・考える・工夫する」場面を多くして、子どもたちの口から「何々したい」、「もっとやりたい」という言葉ができるような保育を考えています。



(2) 子どもの生活に時間とゆとりを与えましょう。

子どもには、ゆっくり考えるタイプもあれば、直感ですばやく行動するタイプなど、一人ひとり行動パターンが違います。園では、保育の計画を立てるときには、子どもたちがやりたくなるように、また、イメージが高まるのを待つようにしています。自分の考えが固まり、考えたことが実現するときに、初めて、心からあそびを楽しむことができますし、あそびの中から個性や創造性を伸ばすことができます。

子どもの自立心は、子どもたちが自分で考えたり決めたりする経験の積み重ねの中で育ちます。子どもが自分で気づき考える前に親が善悪を決めたり、指図していると、自分で判断できない依頼心の強い子になります。

“今度から〇〇してほしいね”など親の気持ちを伝えながら、その気になるのを待つことと、“できたらほめる”方が早く自立に向かうのではないのでしょうか。

(3) 小さな社会で、ルールの大切さを学びます。

大勢の友だちと仲よくするためには、守らなければならないルールがあります。集団生活では、いろいろと難しい問題がおきてきます。順番を守らない、当番をやらなかったことなどによる争いもよく見受けられます。当園ではそのような問題がおきたときに、どうしたらよいかを子どもたちと一緒に考えながら、ルールの大切さを知らせるようにしています。

最近、「よいこと」と「悪いこと」の区別がつかない子が増えています。善悪の判断は、小さいときから、子どもが何か失敗したときに、“なぜ、そんなことをしたのか”を子どもに尋ね、その後で「よくわかったよ、でも今度からは〇〇した方がよいよ」と親の考えを伝えているうちに、4歳前後から少しずつ自分で判断できるようになります。



(4) 相手を思いやる気持ちが育ちます。

相手を思いやる“やさしい心”は、自分がまわりから“愛されている”“認められている”という信頼感と、友だちとのふれあいの中から育ちます。

また、保護者の方が祖父母を大切にするとか、手助けの必要な人に席をゆずるなどの行動を見せることも大切です。自分の子どもが“いじめ”に加わっていたり、他人を差別するような言動に気づいた時は、人間として許されないことだと教えてあげてください。



(5) 創造する楽しさを知り始めます。

絵を描いたり、粘土や紙などを使って遊ぶことは、保育園の大切な活動の一つです。子どもは、ちょっとしたことで自信を持ち、よろこんで取り組むことがよくあります。当園では、子どもたちの会話を大切にし、子どもたちのイメージの高まりを大切にするように配慮しています。子どもの作品をご覧になったときは、しっかりほめてあげてください。

(6) 自然にふれて“いのちの大切さ”を見つけます。

当園では、動物や植物を育てたり、公園に散歩に出かけたり、自然とのふれあいを大切にしています。その中から子どもたちは、“いのちの大切さ”と“自然の偉大さ”を学びます。植物や動物が好きになり、可愛がるやさしい心と、自然を大切にする気持ちが育って欲しいと願っています。

また、夏休みに入ると、年長児は高校生や中学生などのお兄ちゃんやお姉ちゃんたちと一緒に、自然の中で一泊を過ごします。異年齢との交流や大自然のふれあいは、きっと大人になってもあたたかい思い出になり、思いやりのある子に育てられることでしょう。



(7) 小学校との関係について。

幼稚園教育要領・保育所保育指針等が改正され、小学校との接続について、子どもたちがあそびを通して学んでいることや、「主体的」「対話的」で深い学び（あそび）は小学校以降も続いていくことから、教育内容、指導方法の工夫などを小学校の教師と理解し合うこととなっています。

近隣の小学校と連携を図りながら、小学校に向けての準備としての教育ではなく、毎日のあそびを通して子どもの主体性を伸ばし、粘り強く、友だちと意欲的に取り組む姿勢を育て、物事を深く探求するその繰り返しの中で知的好奇心も育てていきます。それが小学校への学びの基礎となります。

当園では、基本的には小学校の教科の先取りはしません。早期教育の一環として文字や数の指導を行うより、お話や図鑑、自然物などに親しみ、まわりのできごとに興味を持つ子の方が、先で伸びる子になります。

従って、文字については、自分の名前が読み書きできる程度にあえて留めますが、絵本や図鑑をたくさん用意して、自ら読みたくなるような環境づくりをすることで、文字への興味を引き出していきます。

数や量についても、子どもたちは、大きい・小さい・重い・軽いという質や量に関して独特の理解をしています。例えば、同じ数のコップとお皿を並べた場合、並べ方が変わると数が違って見えるなどです。当園では、数に関しては順番や量を示す記号として基礎的なことは指導していますが、ご家庭においても、“右”“左”とか、「前から何番目」とか、「どっちの方が重たいかな」というような日常生活の会話を通して、数や量について自ら興味を持つ

事業内容

	みみょう保育園	第二みみょうこども園	段原みみょう保育園	日出みみょう 乳児園・幼児園
乳幼児の保育	0歳から 3歳未満児まで	0歳から 就学前まで	0歳から 就学前まで	0歳から 就学前まで
延長保育	1時間延長	1時間延長	1時間延長	1時間延長
		2時間延長	2時間延長	
障がい児保育	○	○	○	○
一時預かり	×	○	○	×
休日保育	×	×	○	×
園開放	毎週金曜日	毎週月・水曜日	毎週火・木曜日	毎月いずれかの土曜日 (乳児園にて)
子育て支援	○	○	○	○
実習生・インターン シップの受入れ	○	○	○	○

【延長保育】

通常は、午前7時15分から午後6時15分までですが、勤務の都合でこの時間までにお迎えができない場合は、午後8時15分まで時間を延長してお預かりします。

延長保育は、異年齢の子どもたちが、家庭的な雰囲気の中で過ごせるように、一人ひとりの興味に合わせたあそびを用意しております。

- ① 延長保育を希望される方は、事前に事務所に申請書を提出してください。
- ② 午後7時15分までの1時間延長は簡単な補食が出ます。
午後8時15分までの2時間延長は夕食が出ます。
- ③ お仕事などの都合により通常保育の方も連絡の上、臨時に延長保育を利用する事ができます。
- ④ 通常保育の方で午後6時15分を過ぎてお迎えにこられた場合は、原則として延長保育でお預かりし、延長料金をいただきますが、時間に間に合わない時は必ず早目のご連絡をお願いします。

【障がい児保育】

原則として、障がいの程度が中程度までで、集団保育が可能なお子さんを受け入れ、障がいを持つ子どもも持たない子どもとともに育ちあうインクルージョン保育に取り組んでいます。

担当保育士が、発達や障がいの状況を把握したうえで、その子に合わせたカリキュラムを作成し、適切な環境の下で、専門機関との連携を図りながら、集団生活を通してともに育ちあうよう配慮しています。

【一時預かり】

保育園に来ていない地域のお子さんを有料で一時的に預かります。

【休日保育】

広島市内の認可保育園に入園している乳幼児で保護者が就労・疾病などの事情により日曜、祭日保育を必要とするお子さんが対象です。

比治山散歩



高校生保育体験



園庭でのあそび



小学生との交流



園開放「食育」試食会



剣道(5歳児)



体操教室(3・4歳児)



たのしい英会話(5歳児)



誕生会



保育園の一年

年間行事

- 4月 花まつり
- 5月 定期健康診断
保育参観
- 6月 運動会
- 7月 プール開き
七夕まつり
お泊り保育(5歳児)
- 8月 夏まつり
- 9月 お年寄りとの交流
- 10月 園外保育
春の遠足(保護者同伴)
保育参観
定期健康診断
いもほり(5歳児)
- 11月 七五三パーティー
人形劇観劇
みみょうフェスティバル
- 12月 成道会
生活発表会
もちつき
- 1月
- 2月 豆まき
ひなまつりお茶会
- 3月 ひなまつり会
お別れ遠足
卒園式・入園説明会

毎月の行事

- 誕生会
- 避難訓練
- 身体計測
- みみょう文庫貸し出し



年長児のプラネタリウム見学・交通安全
教室は年によって月が異なります。



運動会



親子遠足



お泊り保育



夏まつり



いもほり



みみょうフェスティバル



参観日



生活発表会



卒園式



ひなまつり・お茶会

園での生活／一日の流れ

お子さんの保育は、家庭と連携をとり、その日の体調や状況に応じて、個別に対応していきます。特に乳児では個人差があり、病気に対する抵抗力も弱いので一人ひとりの生活（ミルク・食事・午睡・排泄・あそび）を十分考慮して保育しています。新入園児の場合は、ご家庭での生活から少しずつ友達と楽しみながら保育園の生活リズムに慣れるようにしていきます。

デイリープログラム

園での生活／一日の流れ

登園

7:15 順次登園

朝の視診

あそび

9:15 おやつ

10:00 あそび

離乳食

11:30

昼食

12:00

午睡準備

13:00 午睡

14:00

15:00 おやつ

あそび

17:00 順次降園

☆各年齢で食事、排泄、睡眠時間は多少異なります。

17:30 延長保育を開始

あそび

18:00 補食・夕食

あそび

19:15 1時間延長 降園

20:15 2時間延長 降園



登園

朝の受け入れは、笑顔でご挨拶。連絡事項の確認や視診から始まります。



おやつ（3歳未満児のみ）
果物、いりこ、牛乳などをいただきます。
楽しみにしている時間です。



昼食

0歳児は11:15から
1歳児～3歳児は11:30から
4歳以上児は11:50から
バランスを考えた栄養のある食事を
楽しい雰囲気です。提供しています。
(アレルギーなどの除去食
にも対応しています。)



午睡

お昼寝をしっかりとすると、気分も安定して、午後もゆったり楽しく生活できます。(年長児はありません)



おやつ

野菜や果物を使った手作りおやつをいただきます。



降園

降園が始まります。
今日の生活の様子などを保護者の方にお伝えします。

補食・夕食（延長保育）

家庭の夕食のようにゆったりといただきます。
昼食を考慮した献立になっています。



降園

随時、降園が始まります。
今日の生活、昼間の様子なども合わせてお伝えします。
さようなら、またあした



登園について



「あいさつ」は人間関係づくりのはじまりです。まわりの人とあいさつを交わしましょう！

- 保育士に子どもを預けます。健康状態や登園までに変わったことがあれば、くわしく伝えてください。
- お子さんの登降園はさくらシステムで管理しています。

登園の際、個人カードをカードリーダーにかざしてください。いつもとお迎えの時間などが変わる場合は、担任にお伝えください。（個人カードは、後日お渡しします。）

- かばんと制服を所定の場所にかけます。（3歳以上）
- あゆみ帳にシールをはります。（3歳以上）
- 与薬がある場合は与薬依頼票と共に、必ず職員へ手渡しをお願いします。



降園について

※降園の際は、必ず保育士に声をおかけください。

荷物を受け取り、あいさつをして帰ります。

- 夕方5：00以降は、他クラスと合同で過ごしています。
（過ごす保育室は、年度の始めにお知らせし、変更がある度、お伝えします。）



それ以前は、直接各保育室をお願いします。

- 3歳～5歳は身のまわりのことはお子さんがします。
さようならのあいさつをして帰りましょう。
- 降園時もカードリーダーに個人カードをかざしてお帰りください。
- 送迎時は、車の出入りが多く、混み合いますのでお子さんと手をつないで歩きましょう。
- 延長保育のお子さんは、午後5時45分からは、4階ぼたん組保育室で、保育いたします。

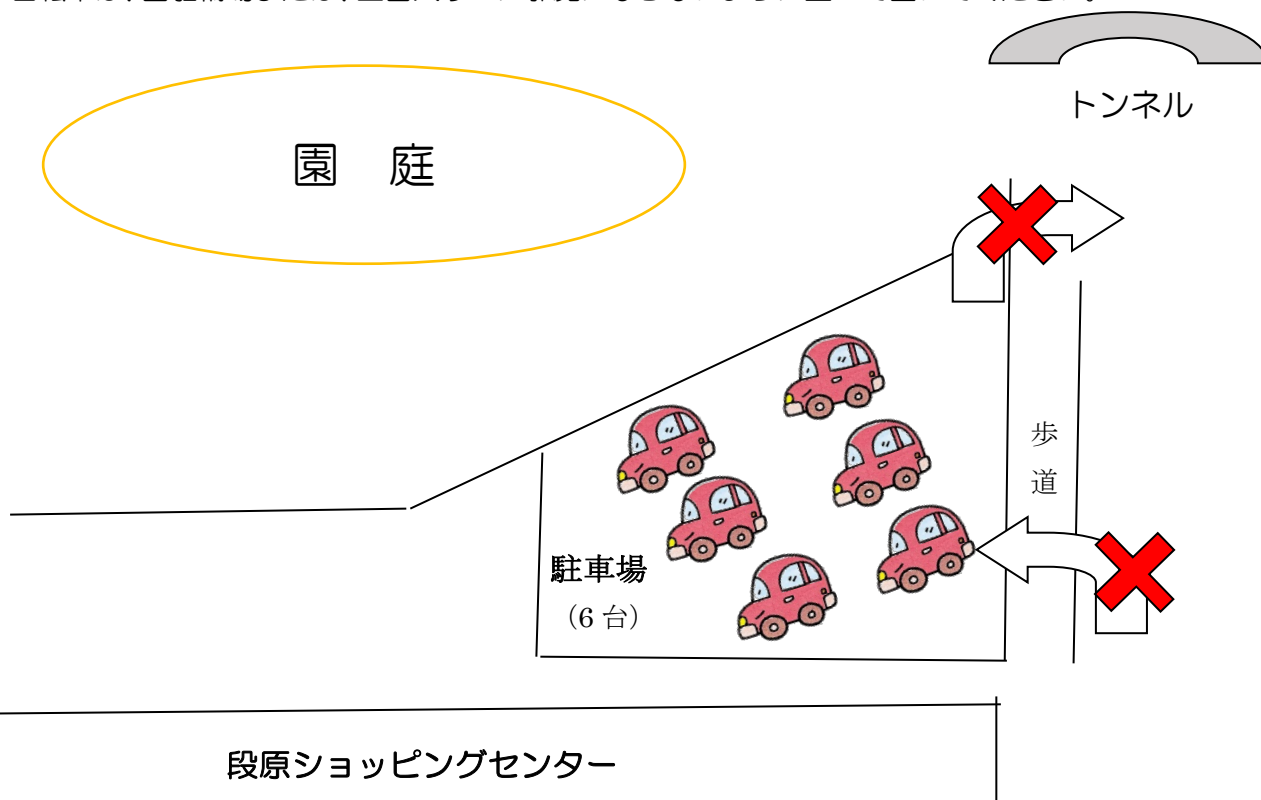
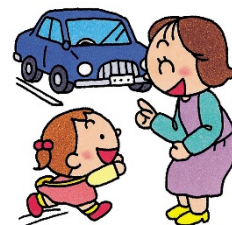


門扉について

出入り口の門は、子どもたちが飛び出さないためにも、開け放ちは、厳禁です。出入りされた後は、必ず扉を閉めて錠をかけてください。また、出入りの際、他の子どもと一緒に出ることのないように、お互いに気をつけましょう。もし、それに気づいたら、「おかあさんは？」などと声をかけていただけたら幸いです。子どもたちの大切な命を大人が守っていきましょう。

駐車場について

- ・ 車上ねらいに気をつけて、貴重品は必ず持ち、錠をかけてください。
- ・ 駐車場内は子どもと手をつないで事故のないよう気をつけてください。
- ・ お互いに譲り合って、早めの送迎を心がけてください。
- ・ 通行の方や他の車両の妨げとならないようにお願いします。
- ・ 朝・夕、混み合いますが、朝は8時45分まで、夕方は5時以降 園庭を
駐車場として開放していますので、ご利用ください。
- ・ 門扉の前に車をとめて、送迎することのないようお願いします。
- ・ 自転車は、園駐輪場または、正面入り口に邪魔にならないように並べて置いてください。



食事について



給食について

何でもいつでも食べたいものが、すぐには買える時代ですが、栄養のバランスが悪かったり、朝食を食べないで登園する子の心身に及ぼす影響が心配されています。

当園では、特に「食育」を家庭との連携のもとに進めていきたいと思えます。給食では「おいしい」、「安全・安心」、「栄養のバランスのとれた」ものを提供し、おやつも手づくりを基本とし、野菜を入れたケーキなど、旬のものを取り入れて季節にあったものを工夫しています。

《給食について／0, 1, 2歳児》

- ・完全給食ですので「主食」「副食」「おやつ」が出ます。

《給食について／3, 4, 5歳児》

- ・2019年10月より完全給食に移行し、副食費・主食費の実費徴収を行い、主食、副食、おやつをバランス良く提供しています。
- ・土曜日は、幼児クラスは愛情弁当の日です。
ご家庭から「手づくり弁当」を持参ください。（汁物の提供はあります。）



《延長保育給食について》

- ・1時間保育の場合は補食が出ます。
- ・2時間保育の場合は夕食が出ます。
献立・食器などご家庭での夕食の雰囲気大切にします。

《ミルク・離乳食について》

- ・乳児の粉ミルクは園で準備します。メーカーは園指定のものを使用しています。その他のミルクを希望される場合はご相談ください。冷凍母乳をお持ちになりたい方はお預かりいたしますのでお知らせください。

《除去食や宗教食について。》

- ・食物アレルギーのお子さん、宗教上の除去食などに対応し、調理の前段階から混入しないように配慮しています。
- ・保護者独自の判断で食物除去をしないで、定期的アレルギー抗体検査や診断の結果を受け、その指示にしたがってすすめるようにします。ご家庭と連携を密に取り合うことが大切です。ご遠慮なくご相談ください。
- ・宗教食についてもご相談ください。

利用料その他の費用について

当園では、これらの費用がかかります。

保育料（月額）	居住する市町村が定める保育料		
登録型延長保育料（月額）	一時間延長 ……	2,750円を上限とする	
	二時間延長 ……	3歳未満児6,800円を上限とする 3歳以上児6,560円を上限とする	
臨時延長保育利用料（1回）	3歳未満児…1時間につき600円 3歳以上児…1時間につき500円		
短時間保育の時間外利用料	7:15～8:15…1時間につき400円 16:15～18:15…1時間につき400円		
給食費 （3歳以上児）	副食費	月額	4,500円
	主食費	月額	1,000円
	日常的に主食を提供しない場合	主食-食あたり	100円
実費徴収	保育用品 （業者販売）	おたより帳（0歳用）	… 190円
		（1歳以上）	… 590円
（中身のみ）		… 160円	
カラー帽子（たれ付き）		… 1,020円	
夏制服（3・4・5歳児）		… 2,200円（130cmまで）	
夏制服（3・4・5歳児）		… 2,970円（140cm以上）	
冬制服（3・4・5歳児）		… 6,200円	
スモック（3・4・5歳児）		… 1,760円	
鍵盤ハーモニカ（4・5歳児）		… 4,600円	
絵本代（4・5歳児）		… 450円程度（月額）	
	ひまわり会費 （保護者会徴収）	0歳児…	300円
		1歳児…	300円
		2歳児…	500円
		3歳児…	800円
		4歳児…	800円
		5歳児…	900円
	※卒園アルバム代（8,500円程度）は別途徴収		

※ 給食費については物価の変動に伴い変更となる場合があります。

※ 価格については、2024年4月予定額です。

病後の登園時注意事項

★ 前夜熱があったとか、ご家庭でけがをしたなど健康上に変わったことがあれば、登園時に必ずお知らせ下さい。

- 発熱・嘔吐・下痢・機嫌が悪い、元気がなく顔色が悪いなど体調が悪い時や、通院した場合は病院名、病名、症状をお知らせください。
- 保育中に体調が悪くなったときには、早めにお知らせします。
当園では発熱38℃を目安にお知らせしていますが、全身症状を見て、熱が高なくても連絡する場合がありますのでご了承ください。その際はできるだけ早めのお迎えをお願いします。
- 「24時間以内に38℃以上の熱が出ていた。」「24時間以内に解熱剤を使用した。」というような場合には、出来るだけ保育園をお休みし、1日を通して変わりがないか、ご家庭において様子をみていただくようお願いいたします。

★ 病気の種類によっては他の子に感染します。

- 学校保健安全法に規定されている感染症と診断されたときは、他のお子さんに移りますのでお休みしていただきます。治癒後、登園する場合は、かかりつけの医師に登園の可否をお尋ねして意見書（別紙1）または、登園届（別紙2）を園で用意していますので、提出してください。また、「インフルエンザ（別紙3）」「新型コロナウイルス感染症（別紙4）」についても、園に提出していただく登園届がありますので、保護者で記入ください。
- 感染症が出た場合は、症状や発病期間について掲示し、お知らせします。ご心配なことがありましたらご相談ください。感染症の登園基準は意見書ならびに登園届に記載してありますので参考にしてください。

★ 保育園でのけがについて

元気な子どもたちのやる気を十分に満たしながら、なるべく怪我のないよう注意し見守っていますが、かんだり、引っかいたり、ころんだり、ぶつかったり、時には玩具のとりあいなどで怪我をすることがあります。医師の治療を受けることもありますが、縫合やレントゲンを使用するような場合を除き、数回の通院ですむような軽微な怪我の場合は、保護者のお仕事が中断しなくても良いように、報告はお迎えのときに行います。しかし、どんな小さい怪我でも、すぐに知らせてほしい方は、担任までお知らせください。また、保険証をお預かりする場合がありますのでご協力ください。提出した保険証や子ども医療費受給者証のコピーの期限が切れたり職場が変わったりした場合は、その都度事務所に新しいコピーを提出してください。

当園では不慮の事故に備え、全私保連保険制度と日本スポーツ振興センターの保険に加入しています。

★ 予防接種について

保育園は、多くの乳幼児が集団で長時間生活を共にするため、様々な感染症が流行する場でもあります。重篤な感染症から身を守ったり、自ら感染源とならないために、定期的予防接種は勿論、任意の予防接種も医師と相談の上、受けることが望ましいと思います。

予防接種を受けた後は、安静や観察が必要なため、1日お休みするか、降園後に接種するようお願いいたします。

園児健康診断

《年間保健計画》

- ★ 内科…………… 年2回
- ★ 耳鼻咽喉科…………… 年2回
- ★ 眼科…………… 年2回
- ★ 歯科…………… 年1回
- ★ 尿検査…………… 年1回
- ★ 身体計測…………… 毎月1回
- ★ 頭髪検査…………… 毎月1回



* 健康診断の結果は別紙にてお知らせします。

* お子さんの病気のこと、健康などで気になることがありましたら、担任に知らせておいてください。

保育園と薬

薬の扱いについてのお願い

当園がお子さんに与薬する場合の手続きを以下のようにさせていただきます。医師にご相談の上、できるだけ朝、夕2回の処方にいただければと思います。与薬間違いのないように万全を期するために、ご理解とご協力のほどよろしくお願い致します。

保護者の方へ

1. お子さんのくすりは、本来は保護者に与えていただくのですが、保護者が来園できず、医師の指示により治療上やむを得ない場合に限り、担任または、看護師が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「依頼票」に必要事項を記載していただき、くすりと一緒に保護者の方が直接職員に手渡してください。
2. くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、或いはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。
3. 保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園としては対応できません。
4. 座薬の使用は原則として行いません。やむを得ず使用する場合は医師からの具体的な指示書を添付してください。なお使用に当たっては、そのつど保護者に連絡しますのでご了承ください。
5. 初めて使用する座薬については対応できません。
6. 「熱が出たら飲ませる」「咳がでたら…」「発作が起こったら…」「痛がったら…」というように症状を判断して与えなくてはならない場合は、保育園としてはその判断ができませんので、お預かりできません。
7. 慢性の病気（気管支喘息・てんかん・糖尿病・アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気）の、日常における与薬や処置については、保育所保育指針によって、子どもの主治医または嘱託医の指示に従うとともに、相互の連携が必要です。
8. 持参するくすりについて
 - ① 医師が処方したくすりには必ず「依頼票」を添付してください。なお「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。
 - ② 使用するくすりは一回分ずつに分けて、当日分のみご用意ください。
 - ③ 袋や容器にお子さまの名前を記載してください。
 - ④ 与薬時間の指定はできかねますので、園の食事時間に合わせた「食前」または「食後」になります。
 - ⑤ 与薬回数は（点眼・外用薬を含む）、必要最少限にしてください。
9. 主治医の診察を受けるときは、お子さんが現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していることと、保育園では原則としてくすりの使用ができないことをお伝えください。

※日本保育園保健協議会資料より抜粋

薬の依頼票

薬の依頼票	
令和 年 月 日	
段原みみょう保育園 園長様	
医師の診察を受けたところ、下記のとおり指示がありましたのでお願いします。	
組	園児名
	保護者氏名
*必要なものを〇で囲んでください。	
病院名	医院（病院）
診断名	
処方年月日	令和 年 月 日（ ）
薬の用途	抗生剤・咳・鼻水・外傷・下痢 その他（ ）
薬の種類	粉・錠剤・水薬・外用薬・点眼薬 その他（ ）
薬の数量	包 ・ 錠 ・ その他（ ）
与薬時刻	食前 ・ 食後 ・ その他（ ）
外用薬の使用法	
特記事項	
サイン	受領者 与薬者 保護者確認サイン 【 】 【 】 【 】



薬を持参される場合

- ① 「薬の依頼票」に記入して薬と一緒に保護者の方が直接職員に手渡してください。
- ② 1回分を持参してください。（水薬の場合も、1回分を小さな容器などに移し替えてください。）
- ③ 医療機関からの処方であること。原則、市販の薬は与薬しません。
- ④ 長期間持続して飲まなければならない場合はご相談ください。

保育園での健康管理

健康管理保健計画案

	健康管理	保 健	予防関係	家庭連携	毎月実施
4月	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの身体的特徴の把握（発育状況、既往歴、予防接種状況、体質等の状況） 生活習慣形成の状況を把握 健康状態の観察励行・検温の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 遊具の点検及び園庭の点検 新人職員への保健指導（調乳・救急用品の取り扱い） 室内整備 	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種の案内と助言 安全保育の研修 水質管理 救急法講習会 応急手当の研修（職員） 	<ul style="list-style-type: none"> 家庭調査表の記入漏れの確認 健康生活歴、生活習慣形成状況の調査保険証番号確認、かかりつけ医師等の把握 「乳幼児突然死症候群（SIDS）について」理解を深めてもらう 	<ul style="list-style-type: none"> 頭髪の確認（しらみ） 身体測定 各年齢とも月1回（新入園児は入所時）
5月	<ul style="list-style-type: none"> 清潔の習慣づけ・手洗いの励行 戸外遊びの推進 新入所児の疲労に留意 沐浴、シャワー（0～1歳児）開始 検尿 園児健康診断（内科・眼科・耳鼻咽喉科） 全園児の健康診断と結果の把握 	<ul style="list-style-type: none"> 樹木の害虫駆除 内科、眼科、耳鼻咽喉科の嘱託医との連携 尿検査 	<ul style="list-style-type: none"> 流行病の予防（麻疹・水痘・耳下腺炎など） 	<ul style="list-style-type: none"> 清潔指導について 流行感染症発病の連絡 尿検査結果報告 健康診断検査結果報告 	<ul style="list-style-type: none"> *特別気になる子どもについては、頭囲、胸囲測定、栄養状態、疾病の早期発見に努める。（脳水腫、小頭症、胸部異常、くる病）
6月	<ul style="list-style-type: none"> 気温の変化による衣類の調節をする 汗の始末に留意（シャワー・着替えなど） 皮膚・頭髪の清潔強化（しらみの発生に留意する） 園児健康診断（歯科） 	<ul style="list-style-type: none"> 梅雨期の衛生管理（押し入れの開放・特に既製食品）手指消毒の徹底 ふとん滅菌消毒、玩具などの日光消毒 歯科健診の嘱託医との連携 冷房器具の整備、点検 樹木の害虫駆除 	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒の防止 感染症の研修 	<ul style="list-style-type: none"> 新しい伝染病について掲示 歯磨きの指導（4歳児） とびひ、水いぼなどの感染症について知識を持ってもらう 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> プール、水あそび時の健康状態の確認 暑さに体が適応しにくいので休息を十分とらせる ティリープログラムを夏型にかえ、生活のリズムをゆるやかにする 水分補給に注意 	<ul style="list-style-type: none"> 室内を涼しげに模様替える 日よけテント設置 	<ul style="list-style-type: none"> 消化器系伝染病の予防 水質管理 夏の病気の予防（あせも、プール熱など） 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養（食事）に関する指導 子どもの健康状態連絡の徹底 夏の生活用具について連絡（肌着・プール用品・寝具など） 	<ul style="list-style-type: none"> *睡眠チェック表
8月	<ul style="list-style-type: none"> プール時期は登園時健康状態の観察の強化 寝冷えしないように留意 夏期の疲労に注意し休息を十分とらせる 	<ul style="list-style-type: none"> 運動用具の点検整備 	<ul style="list-style-type: none"> 水質管理 	<ul style="list-style-type: none"> 冷房使用の注意 	<ul style="list-style-type: none"> *乳幼児突然死症候群の診断の手助けになる *0.1.2歳児クラスは記録をとる
9月	<ul style="list-style-type: none"> 夏の疲労の回復をはかる（体重低下・食欲不振） 戸外あそびを推進し、体力増強をはかる 疲れすぎないように気を配る 運動あそびを推進する 	<ul style="list-style-type: none"> 運動用具の点検整備 			
10月	<ul style="list-style-type: none"> 衣類の調節（薄着の励行）をする 園児健康診断（内科・眼科・耳鼻咽喉科） 			<ul style="list-style-type: none"> 予備衣服や掛ふとんの入れ替え（夏冬） 基本的な生活習慣自立状況について 健康診断検査結果報告 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> 手洗い、うがいの指導 手荒れの予防（手の拭き方） 	<ul style="list-style-type: none"> 冬の事故（やけどに注意） エアコン、暖房器具点検整備 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の研修 冬の病気の予防（流行性感冒など） 	<ul style="list-style-type: none"> 風邪、感染症について 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 検温の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> 室内の換気、室温、湿度に注意する 暖房の調節 大掃除 集団風邪の予防と早期発見 		<ul style="list-style-type: none"> 薄着の励行について 	<p>職員健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員検便 園長・主任・給食職員・乳児担当者・看護師（毎月）（赤痢菌・サルモネラ菌・O-157） 定期健康診断（5月） 一部生活習慣病健康診断 婦人科健診 年一回
1月	<ul style="list-style-type: none"> 抵抗力をつけるため戸外あそびを推進 				
2月	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣の自立について実態を確認し指導 	<ul style="list-style-type: none"> 健康記録の整備 		<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣や健康状態について話し合う 節分の豆の誤飲に注意 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> 健康状態の引き継ぎ 新年度入所面接及び健康チェック 	<ul style="list-style-type: none"> 大掃除 救急用品の点検（医薬品の点検購入） 各種保健統計（病欠・伝染性疾病患・怪我） 保健計画の反省 	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種の実施状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 個人記録を整理 	

第5章 家庭との連携



入園後の生活について

開園時間	7:15~18:15 18:15~20:15までは、延長保育
延長保育	1時間延長 18:15~19:15 (補食が出ます) 2時間延長 18:15~20:15 (夕食が出ます)
保育時間	【保育標準時間】 7:15~18:15 【保育短時間】 8:15~16:15 臨時で延長して利用することもできます
開園日	月曜日から土曜日まで
休園日	日曜日、祝祭日、年末年始(12月30日~1月4日)



《登園時刻》 ・ 登園時刻があまり遅くなりますと園での生活リズムにも支障をきたしますので、2歳後半には、午前9時ごろまでに登園させてください。

《降園時刻》 ・ お仕事がすみしだいお迎えをお願いします。

《欠席・遅刻・早退》

- ・ 欠席あるいは午前9時以降に登園する場合は、電話等で必ず園までご一報ください。

《土曜日について》

- ・ 土日も通常通り保育を行います。職員の勤務条件改善のため、勤務のない方はお休みのご協力をお願いします。また、給食数と職員数の把握のため事前に出欠を伺うことがあります。
- ・ 土曜日登園するお子さんの人数により、保育室や担任が変わることがあります。連絡事項があるときはメモにして、当日の朝担当の保育士にお渡しください。

《お願い》

- ・ 保育園の休園日は、日曜日、祝祭日、年末年始です。しかし、下記の期間は新学期の準備や、有給休暇もとりにくい職員を少しでも多く休ませるために、必要最小限度の数にしぼることにしています。直前に皆様にご都合を伺いますが、勤務が休みであったり、お盆などで預けるところがあって、園をお休みいただける方は、ご協力をよろしくお願い致します。

あくまでも協力をお願いするものであり、無理をされることはありません。

4月 1日~ 3日 新学期準備のため

8月 14日~16日 職員の夏期休暇取得のため

《園からのお知らせ》

- ・ 「園だより」「クラスだより」「給食だより」「給食献立表」「保健だより」「行事予定」は前月末にきっぷノート(連絡アプリ)にて配信します。子育てに大切なこと、子どもの様子、食育など子育て情報がたくさん書いてあります。必ず読んでください。
- ・ 行事、その他の連絡プリント、ミニクラスだより又は掲示板に貼り出したものは、見落としのないよう十分ご注意ください。
- ・ 個人的なことがらは、「おたより帳」または口答にてお知らせします。

☆ひまわり会(後援会)



子どもたちがより楽しい園生活を送り、心豊かに育つように行事(運動会・後援会など)などを側面的に援助する中で、保護者同士の親睦を図る会です。

各クラスより選出された幹事さんを中心に活動してもらっています。幹事さんは、保護者と保育者のパイプ役にもなっています。園児保護者は、すべて会員となります。

ご家庭にお願いすること

中央教育審議会「幼児期からの心の教育のあり方について」より一部抜粋



(1) それぞれの家庭で生活のきまりやルールをつくろう。

子どもたちは家庭のルールを守ることを通じて、社会のルールの大切さを知ります。生活上のルールや道徳上のルールを各家庭で決めましょう。

(2) 幼児期から小さくとも家事を担わせ、責任感や自立心を育てよう。

年々、家事を手伝う子どもが少なくなっています。子どもたちに家事を担わせることは、責任感や自立心、自己有用感を育む上で大きな意味があります。幼児期から、小さなことであっても家事を手伝うことを習慣づけましょう。



(3) 朝の「おはよう」から始めて礼儀を身につけさせよう。

毎日きちんと親や周囲の人々に声を出してあいさつできるよう、小さいころからしつけをしましょう。そのため、親自身が子どもにあいさつをして、声をかける習慣をつけましょう。

(4) 子どもに我慢を覚えさせよう—モノの買い与え過ぎは子どもの心をゆがめる

「子どもを不幸にする一番確実な方法、それはいつでも何でも手に入れられるようにしてやることだ」と言われるように、モノを安易に買い与えると、努力や我慢を忘れ、欲求を制御する力を失ってしまいます。本当に必要なものかどうかを話しあいながら、親子のきずなをそだてるようにしましょう。



(5) 家庭内の年中行事や催事を見直そう。

正月、ひな祭、節句などの家庭内の年中行事や催事は、家族の会話を増やし、家庭内から地域社会へ目が向く良い機会となります。また、伝統的な家庭内行事は、宗教的な情操をはぐくむ貴重な契機となってきました。様々な家庭行事を再評価しましょう。



(6) 子どもの部屋を閉ざさないようにしよう。

子どもが子ども部屋に閉じこもってしまうと、親の注意が行き届かなくなったり、親子の会話が減ることになります。親が子ども部屋の様子をしっかりと把握できるよう、各家庭で「自分の部屋に鍵をかけてはいけない」といったルールづくりをしましょう。



(7) 無制限にテレビやテレビゲームに浸らせないようにしよう。

テレビ、テレビゲームやビデオに過度にのめり込むと、人間関係の希薄化、直接体験の不足を招き、人間関係をつくる力、他人を思いやる心などが十分はぐくまれなくなったり、仮想現実と現実との混同、死や生に関する現実感覚の希薄化が生じることも心配されます。各家庭でテレビを見る時間等についてルールを設けるようにしましょう。



(8) 子どもに怪我はつきもの—あまり神経質にならないようにしよう。

登園すると、子どもたちは思いっきり身体を動かして遊んでいます。時には、ころんだり、ぶつかったり、目に砂が入って怪我をすることもありますが、専門医で治療を受ければ痕が残るような怪我はまずありません。子どもに怪我はつきものという訳ではありませんが、ひどい怪我でもないかぎり、あまり神経質にならないようにお願いします。

(9) 子どもの喧嘩について—冷静に対応しよう。

感情のコントロールや自分の気持ちを言葉で表現することが十分に身につけていない段階では、子どもの世界に喧嘩は日常よく見られます。ときには口より先に手がでることもあります。しかし、子どもたちの喧嘩の多くは一時的なもので、次の日は仲よく遊んでいます。また、成長するに従い喧嘩の回数は減り、話し合いで解決できるようになります。



わが子が泣かされて帰ってくると、だれでも腹がたつものですが、そんな時一緒に立腹していると、いつまでたっても解決の仕方を親に頼るようになり、自分で解決する力が育ちません。幼児期は楽しいことだけでなく、時には、痛い、悲しい、悔しいといったマイナスの経験をしながら自分で解決する力を身につける大切な時期です。子どもの喧嘩は、ちょっとした言い方が悪くて始まるのがほとんどなので、喧嘩した時には「なぜ喧嘩したの」とたずね、「よくわかったよ」と理解をし、「でもね、今度から喧嘩でなく、よく話をしてみようね」と答えてあげ、喧嘩に負けた時には、「くやしかったね。お母さんよくわかるよ」と寄り添ってあげていると、「良い」「悪い」の判断ができるようになります。冷静に対応し、おかしいと思ったときは園に様子を聞くようにしてください。



おたより帳

<0歳児>

おたより帳は、乳児の食事、睡眠など一日の園での様子をお伝えします。ご家庭と連携をとりながら保育するために大切です。ご家庭での様子や育児の相談、子どもの自慢や可愛さなど、ご自由に記入ください。

記入例

月		日		曜日		天気	
機嫌	普	良	悪	お迎え時間	時	分	頃
検温	7 : 30		36.9 °C	お迎えの方			
睡眠	検温・排便	食事・その他		家庭での様子			
18				保育園から帰って、夕食まで機嫌よく遊んでいます。玩具を上手に持ち替えたり、歌をうたったり毎日の成長が私たちの喜びです。昨夜夜中に一度起きて、なかなか眠れず少し機嫌が悪く心配しましたが、今朝はにこにこ笑顔です。保育園でも楽しく遊べるといいなと思っています。 記入者 (保)			
19							
20							
21							
22							
23							
24							
1							
2							
3							
4				家庭からの連絡事項 エプロンの予備をかばんに入れてあります。 (保)			
5				園での様子 ミルクも給食も全部食べて、機嫌よく遊んでいました。食後に便が出ましたが少し硬く真っ赤な顔で、きばってきばってやっと出ました。水分と食事に気をつけて様子を見ながら、沐浴時にお腹のマッサージをすると良い便が出ていました。 記入者 (佐藤)			
6				園からの連絡事項 おしりナップがなくなりましたので、補充をお願いします。 (佐藤)			
7			⊖ 100CC				
8		36.9°C					
9							
10		36.8°C	⊖ 160CC				
11			中期食				
12	⊖ 硬		茶				
13							
14							
15			おやつ				
16	⊖ 普		⊖ 200CC				
17		36.9°C					

※記入記号

食事 ⊖ ミルク ⊕ 母乳 おやつ ☉ お茶を飲む
 ⊕ 沐浴 睡眠 ⊖ 便がでた ⊖ ぐすり

<1歳以上児>

※1歳以上児になりますとおたより帳が、睡眠・排泄・ミルクなどの欄を除いた様子を記入するノートに変わります。ご家庭での様子と保育園での様子を記入し合って共に成長を喜んでいきたいと思ひます。読まれましたらサインをしてください。

(保)

保育園が
見ました

(佐藤)

ご家庭で
読まれたしるし

第6章 準備物のご案内

ご家庭で準備していただくもの（季節やお子様の発達に合わせて調整してください）



		0歳児	1歳児	2歳児	幼児	備考
毎日持ってくるもの	お便り帳	○	○	○	○	
	ガーゼのハンカチ	3枚				授乳の必要なお子さんのみ
	おしぼり	3枚	3枚	2枚		
	エプロン	3枚	3枚	1枚		
	カラー帽子				○	
	ビニール袋（取っ手付き）	1枚	1枚	1枚		
	主食				(○)	アレルギーなどの事情により提供できない場合
	コップ			9月ごろ	○	
	はし			1月ごろ	○	
	歯ブラシ				○	3歳児後半より
	おむつまたは紙パンツ	6組	6組	5組		おむつの処理は園で行います。また、紙おむつが業者から園に届く定額サービス（月々3,278円）もご利用いただけます。詳しくは別紙「おむつお届け定額サービスの案内」をご覧ください。 ※0.1歳児の「おむつお届け定額サービス利用の方は不要
	おたよりファイル	○	○	○	○	お手紙があるときに挟んで持ち帰ります
あゆみ帳				○		
制服				○		
園においておくもの	敷布団	○	○	○	○	毎週末には持ち帰り、洗濯をして月曜日に持ってくる
	カバー付ベビー毛布（冬期） タオルケット（夏期）	○	○	○	○	5歳児は、夏季のみ午睡をする
	下着（パンツ・肌着など）	3~4組	2~3組	2~3組	1組	
	上着（シャツ・ズボンなど）	3~4組	2~3組	2~3組	1組	
	着替え袋			毎日持参	○	着替えを入れておく
	おしり拭きナップ	1箱	1箱			紙おむつの定額サービスをご利用の方は不要です。
	パジャマ袋（パジャマ）			○ 6月頃より	○	週末に持ち帰る
	スモック				○	汚れたときに持ち帰る
	紺のトレーニングパンツ				○	
	上靴			○ 11月頃より	○	週末、靴袋に入れて持ち帰り、洗って持ってくる
	カラー帽子（乳児）		○	○		

毎日ご用意ください

0歳から2歳児



紙おむつ



紙パンツ



布パンツ



ガーゼのハンカチ



おしぼり



0歳 おたより帳



1歳以上おたより帳



エプロン



エプロン



上着(夏半袖・冬長袖)



ソボン・スカート



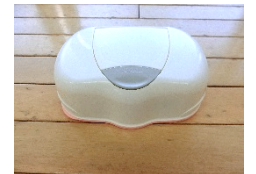
下着(夏半そで・冬長袖)



かばん



ビニール袋



おしりふき

3歳から5歳児



帽子



はし



コップ・歯ブラシ



おたより帳



あゆみ帳



おたよりファイル



着替え袋 汚れ物を持ち帰ったら
補充しておいてください。



上着(夏半袖・冬長袖)



ソボン・スカート



スモック
(園に置いておく)



下着(夏半袖・冬長袖)



パンツ



くつした

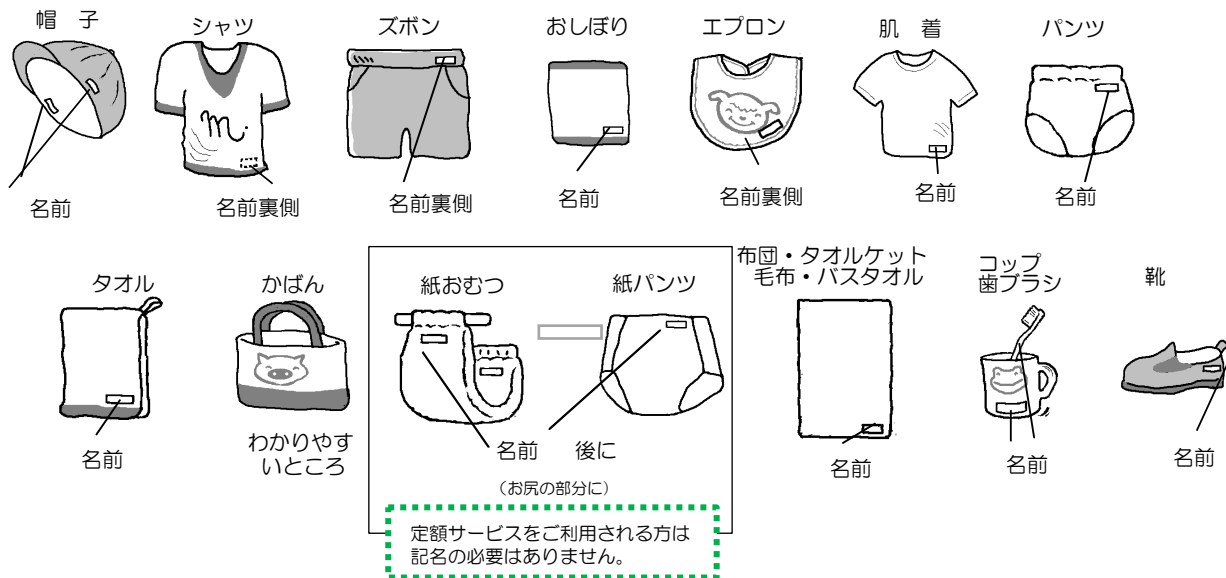


上履き
(園に置いておく)

名前を書いて

名前はここに

- ・持ち物には必ず名前を記入してください。
- ・油性の黒ペンで書いてください。（刺繍やアイロンプリントでもかまいません。）
- ・文字が薄くなってきたらその都度書き足してください。



制服について (3,4,5 歳児)

制服その他

- ・幼児クラスになると制服（上着のみ）を着用します。制服は、園で取りあつかっていますので事務所でサイズを合わせてご注文ください。
- ・夏場は夏服 それ以外は冬服です。
- ・登降園時は制服を毎日着用してください。また、行事の時には、
男児 紺の半ズボン、白のポロシャツ、または白のカッターシャツ、白のハイソックス
女児 紺のスカート、白のポロシャツ、またはブラウス、白のハイソックス
などを着用していただくことがあります。
- ・運動会などは紺のトレーニングパンツでの参加となります。
- ・詳細については、その都度お知らせします。

行事の時の服装

（ 花まつり・成道会・生活発表会・園外保育・ケアポート訪問・ひなまつりお茶会・卒園式など ）

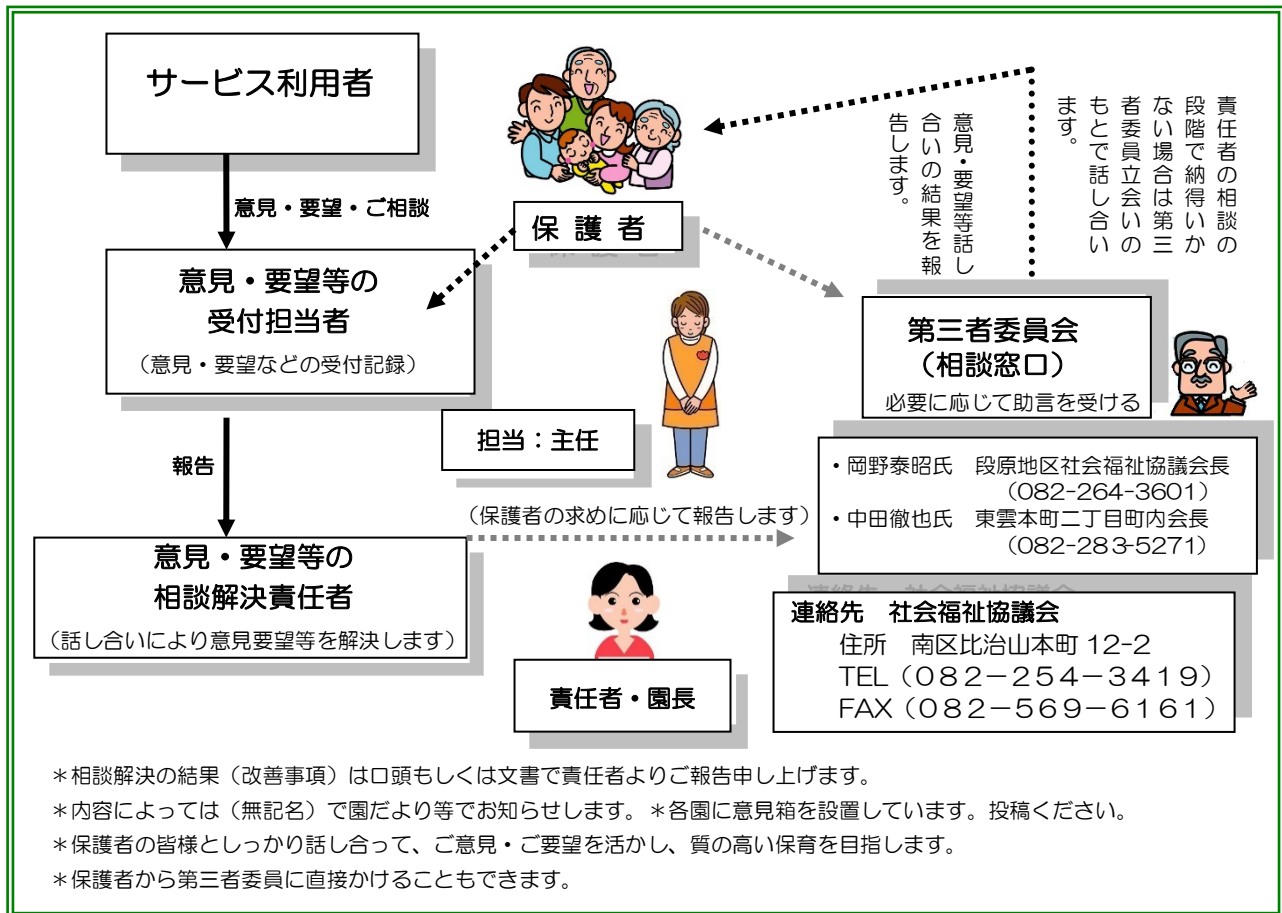


第7章 資料 * 家庭との連携

ご意見・ご要望を受けつけています

段原みみょう保育園

ご意見・ご要望の解決のための仕組み



プライバシーを守るために

●個人情報保護について

緊急時に備え、保護者の勤め先や携帯電話番号を書いた家庭状況表、保険証のコピー、園児カード、健康状態を表記したものなどをお預かりしていますが、取り扱いには細心の注意を払い、外部に漏れることのないように個人情報の保護に努めています。

- 【携帯電話】
病気や緊急のこと、行事のことで園から連絡することもあります。【家庭状況表】に携帯電話も記入していただきますと助かります。
- 【保護者以外には応えられません】
保護者の電話番号は公表しておりません。ご家族以外の方で子どもさんが保育を受けているか否か、保護者の職場やご家庭についての問い合わせには、応じないようになっております。ご親戚の方、親しい方に伝えておいてください。
- 【記入してある予定迎者以外にはお渡ししません】
子どもさんの養育する人が変わったときは、すみやかに事務所にお届けください。迎者が登園チェック簿に記入した方と違う場合はご連絡ください。

緊急連絡の方法

●こんなとき、手続きは

- 【退園・転園する時】
月初めにかかりますと保育料納入に関係しますので、退園が決まりましたら、早めにお知らせください。退園届けにご記入いただき、広島市南区保健福祉課児童福祉係に提出いたします。
- 【家庭状況表について】
●【保険証・こども医療費受給者証】
保険証・こども医療費受給者証の期限が切れたり、変更があった場合は新しいものをコピーして事務所に提出ください。
●【住所・電話番号・勤務先】
ご家庭の住所・電話番号・勤務先が変わったら、事務所にお知らせください。
●【保護者が変わったら】
保護者の変更など、子どもに関わることはお知らせください。

卒園後の対応について

卒園されてからもご相談を受け付けます。いつでもお気軽に園にお越しいただき、お声がけください。

***保健と健康管理
主に利用している病院リスト**



当園が主に利用している病院は次のとおりです。

病気やけがなどで、緊急にお子さんを病院にお連れする場合は、次の病院を利用します。これ以外に連れて行ってほしい病院がある方はお申し出ください。

(小児科・内科) 急な発熱、激しい腹痛、下痢・嘔吐、アレルギー症状

おかはた小児科クリニック	TEL 082-506-3223	広島市南区段原南一丁目 1-22
もり小児科	TEL 082-251-1717	広島市南区翠二丁目 27-27

(耳鼻咽喉科) 耳だれ、のどの痛み、耳や鼻の穴に異物をつめた場合

半田耳鼻咽喉科医院	TEL 082-251-0729	広島市南区出汐一丁目 12-2
だんばら耳鼻咽喉科クリニック	TEL 082-263-4133	広島市南区段原南一丁目 3-53 広島イーストビル1F

(整形外科・外科) 打撲、骨折、脱臼、切り傷など

宮本形成外科	TEL 082-264-8800	広島市南区段原南二丁目 3-22
しげのぶ整形外科	TEL 082-568-1010	広島市南区段原南一丁目 3-53
山田外科内科医院	TEL 082-281-5711	広島市南区段原日出一丁目 15-13 段原スクエア1F

(脳神経外科) 頭部の打撲、外傷

梶川病院 (脳神経外科)	TEL 082-249-6411	広島市中区東千田町一丁目 1-23
さとう脳神経外科クリニック	TEL 082-254-3211	広島市南区翠二丁目 5-6

(皮膚科) 湿疹、虫さされ、とびひ、やけど、引っかき、噛みつき

木下皮膚科医院	TEL 082-285-6230	広島市南区上東雲町 32-13
古谷皮ふ科クリニック	TEL 082-254-3357	広島市南区翠三丁目 6-4
しんどう皮ふ科アレルギー科	TEL 082-510-1322	広島市南区段原日出一丁目 15-13 段原スクエア4F

(眼科) 目の充血、目やに、目の周囲のけが、異物が入ったとき

高山眼科	TEL 082-282-2937	広島市南区東雲本町二丁目 3-15
まつやま眼科	TEL 082-510-5533	広島市南区段原日出一丁目 15-13 段原スクエア2F

(歯科) 歯ぐきの怪我、歯を折ったとき、歯を打ったとき

タナカ歯科医院	TEL 082-283-8828	広島市南区段原山崎一丁目 1-25
イースト歯科クリニック	TEL 082-567-0505	広島市南区段原南一丁目 3-53 広島イーストビル2F

その他

広島大学病院 (総合案内)	TEL 082-257-5555	広島市南区霞一丁目 2-3
広島市南消防署 (代表番号)	TEL 082-261-5181	広島市南区的場二丁目 5-14
広島中毒 119 番	TEL 0120-279-119	

仕事をどうしても休めないで困った (病児保育)

病気の時、お子様は不安になります。できるだけ、保護者の方が、看病できることが望ましいと思っています。

さくらんぼ病児保育 (住田小児科) 082-249-9302 広島市中区大手町五丁目 2-20 鷹の橋パーキングビル2階	みどりキッズ (もり小児科) 082-251-1787 広島市南区翠二丁目 27-27
病児保育室きぼう (ますだ小児科) 082-568-2828 広島市東区東蟹屋町 10-21	ごまちゃんの部屋 (堂面医院) 082-251-0065 広島市南区皆実町三丁目 4-34
くじら病児保育室 (どんぐり小児科) 082-296-8088 広島市西区南観音二丁目 7-14 オオシマビル	



夜熱が出た！休日に病気になった！

- **広島市救急医療案内** 休日・夜間診療を行う医療機関のお問い合わせ 電話番号: **082-246-2000**
- (緊急病院) 舟入病院 中区舟入幸町14-11 (電話 082-232-6195)
- (休日在宅医案内)
 - ・当日の朝刊に掲載 (当番医)
 - ・インターネット 広島休日夜間当番医で検索



誤飲の手当て早見表



☆飲み込んだものによって対応が異なります。吐かせてよいものか確認し、吐かせてはいけないもの場合は、至急医療機関へ連れて行きましょう。

☆医療機関に行くときは、誤飲したものと同じものを持って行きましょう。

☆飲み込んだものを吐かせるときは、子どもの頭を低くし、喉の奥に指を入れ、舌を押し下げようにしましょう。

品目	水か牛乳を飲ませる	吐かせる	その後の対応
たばこ(2cm以上は危険)	× ※1	○	すぐに病院へ
灰皿の水	×	○	
漂白剤・カビ取り剤	○	×	
トイレ用洗剤	○	×	
医薬品	○	○	
ボタン電池	×	×	
マニキュア・除光液	×	×	
農薬・殺虫剤	×	×	
灯油・ベンジン	×	×	
ガラスの破片・針・ピン	×	×	
しょうのう(樟脳)	×	×	病院へ
ナフタリン	×(牛乳は不可) ※2	○	
香水・ヘアトニック	○	○	
芳香剤・消臭剤	○	○	経過観察 ただし、症状が変わった場合※3には、医療機関を受診してください。
シリカゲル(乾燥剤)	○	×	
入浴剤・洗濯用洗剤	○	○	
台所用洗剤	○	○	
石けん・シャンプー・リンス	○	○	
植物活力剤	—	—	
化粧品	—	—	
クレヨン・粘土	—	—	

意識がない、けいれんを起こしている場合は、救急車を呼びましょう。

※1: たばこの誤飲は、気付いた時点ですぐに口の中のたばこの葉を取り除き、吐かせるのが原則です。消化管中で吸収されるのを阻止するため、水や牛乳は飲ませないでください。

※2: 防虫剤(ナフタリン)は油に溶ける性質があるので、牛乳の乳脂肪分によって分解され、胃への吸収が促進されてしまうため、絶対に牛乳を飲ませるはいけません。

※3: 呼吸状態がおかしい、顔色が悪い、ぐったりしているなど。

～気管に詰まらせたときの吐かせかた～

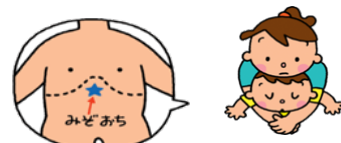
乳児・幼児

呼吸困難もみられるときは逆さまにして、背中の上のほう(肩甲骨の間)を平手で強めにたたく。



幼児

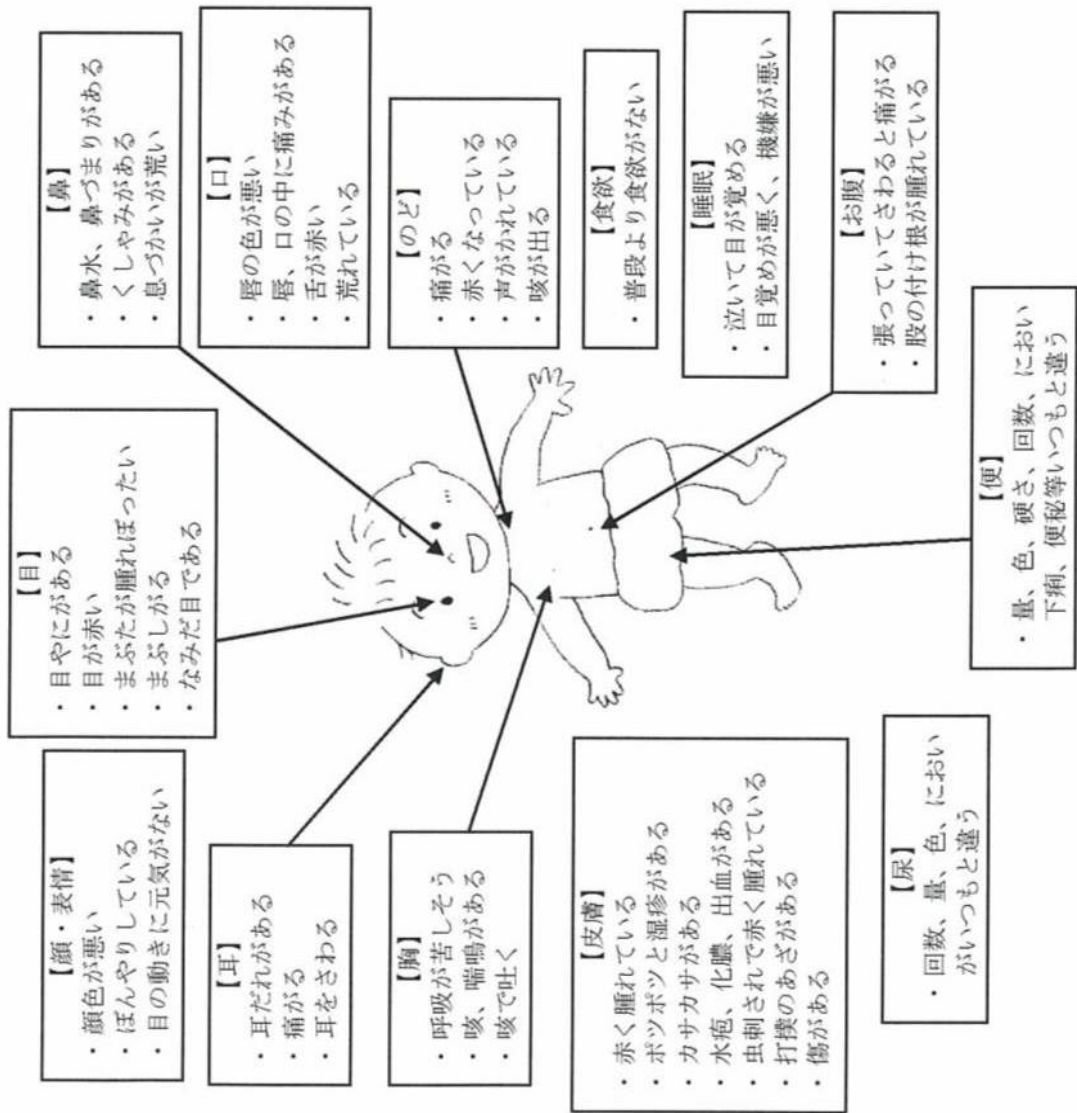
後ろから抱きかかえ、みぞおちのあたりを圧迫する。



☆口の中をみて、取り出せるようならピンセットなどで取り除き、取れない場合は無理をせず、病院へ急ぎましょう。

別添 子どもの病気 ～症状に合わせた対応～

※ 子どもの症状を見るポイント



子どもの元気な時の『平熱』を知っておくこと
が、症状の変化に気付くめやすになります。

○ いつもと違うこんな時は、

子どもからのサインです！

- ・ 親から離れず機嫌が悪い（ぐずる）
- ・ 睡眠中に泣いて目が覚める
- ・ 元気がなく顔色が悪い
- ・ きっかけがなく吐いた
- ・ 便がゆるい
- ・ いつもより食欲がない
- ・ 目やにがある、目が赤い

○ 今までなかった発しんに気が付いたら…

- ・ 発しん以外の症状はないか？
- ・ 時間とともに増えていないか？

などの観察をしましょう

- ・ クラスやきょうだい、一緒に遊んだ友だちの
中に、疑われる感染症は出ていないか確認を
しましょう

★医師が記入した【意見書】が必要な感染症

意見書（医師記入）

園園長 殿

クラス _____ 園児氏名 _____

（該当疾患に☑をお願いします）

	病名	登園基準
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過していること
	風疹	発しんが消失していること
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶたになっていること
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜熱（プール熱） ※アデノウイルス	主要症状が消失した後2日を経過していること
	流行性角結膜炎（はやり目） ※アデノウイルス	結膜炎の症状が消失していること
	百日咳	特有の咳が消失していること又は5日間の適正な抗生剤による治療が終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）	医師により感染の恐れがないと認められていること ※無症状病原体保有者の場合、5歳未満児は2回以上連続で便の菌陰性を確認してから
	急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症	医師により感染の恐れがないと認められていること

※アデノウイルスを病原体とし、上記診断されたもの

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりましたので、

年 月 日（ ）から登園可能と判断します。

年 月 日（ ）

医療機関名 _____

医師名 _____

※かかりつけ医の皆さまへ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症についての意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、医師により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を園に提出してください。

登園届（保護者記入）

園園長 殿

クラス _____ 園児氏名 _____

（該当疾患に☑をお願いします）

	病名	登園基準
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	嘔吐・下痢症（病原体が特定されていないもの）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	带状疱疹	すべての発しんがかさぶたになっていること
	突発性発しん	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
	※アデノウイルス感染症	主要症状が消失し、全身状態が良いこと

※アデノウイルスを病原体とし、「咽頭結膜熱」や「流行性角結膜炎」と診断されたものは「意見書（医師記入）」が必要。

（医療機関名） _____ （ _____ 年 _____ 月 _____ 日受診）において、
症状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、登園いたします。

_____ 年 _____ 月 _____ 日（ ）

保護者名 _____

※保護者の皆さまへ

園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぎ、一人ひとりの子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園基準を参考に療養し、症状が回復しましたら、登園届を提出し登園を再開してください。

インフルエンザ 登園届 (保護者記入)

園園長 殿

クラス _____

園児氏名 _____

令和 年 月 日 () 医療機関名「 _____ 」を受診し、
 「インフルエンザ A ・ B ・ 未検査 (当てはまるものに○をする)」と
 診断されました。

「発症した後5日を経過し」かつ「解熱した後2日を経過するまで(乳幼児に
 あっては、3日を経過するまで)」をみだし、集団生活に支障がない状態に回復
 したため、登園します。

(※ 「発症日」は発熱した日をさし、「解熱」とは、平熱のことをさします。)

(登園停止中の体温測定表の記入)

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(曜日)	()	()	()	()	()	()	()	()	()
朝 体温	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C
昼 体温	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C
夜 体温	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C	(時) °C

↑ 発症日は0日目と数えます。

→ 平熱に戻った翌日から
3日を経過していれば、
その翌日より登園可

← 登園停止期間 →

_____ 年 月 日 ()

保護者名 _____

新型コロナウイルス感染症 登園届 (保護者記入)

園園長 殿

クラス _____ 園児氏名 _____

令和 年 月 日() 医療機関名「 _____ 」を受診し、

「新型コロナウイルス感染症」と診断されました。

「発症した後5日を経過し」かつ「症状が軽快※した後1日を経過していること」を
 みたし、集団生活に支障がない状態に回復したため、登園します。

※「症状が軽快した」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、
 呼吸器症状（咳や息苦しさ等）が改善傾向にある状態をいいます。

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目		
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/
体温	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
症状								
症状が軽快した日に○								

← **登園停止期間** →
 (無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として5日を経過するまで)
 → 症状が軽快した翌日から1日経過していれば登園可

年 月 日 ()

保護者名 _____

防災訓練は、このような計画を立て、くり返し実施訓練をしています。

防災訓練計画表		段原みみょう保育園
年間目標	☆災害等の発生に備え、子どもが自分で安全に行動ができる様にし、低年齢児については保育者間の連携を確認し 安全に避難できるようにする。 ☆災害の恐ろしさについて、各年齢に応じた、安全教育を行い、速やかに避難することの必要性を知る。 ☆全職員が防災組織を把握し、緊急の場合に的確な対応ができるように日頃から防災の知識を深め、訓練で体得する。	
事前指導	☆災害についての話をし、子どもたちと次のような約束をする。 ※非常の場合の合図を知る。 ※保育者のまわりに早く集まる。 ※保育者の話や指示をよく聞く。 ※部屋にいる時は、上靴のまま避難する。 ※「お」、「は」、「し」、「も」の約束を覚える。「お」…押さない 「は」…走らない 「し」…しゃべらない 「も」…もどらない	
注意事項	☆その日の出席人数を把握しておき、非常ベルと非常放送による指示を聞いた後、避難場所へ出席簿を持って出る。 ☆避難したら、子どもの人数を確認し、誘導責任者に報告する。 ☆0歳児は部屋の中、1歳児はテラスに避難する。(外へ避難するときには、他のクラスから手伝いに行く) ☆事故のないように配慮しながらも、平常の態度をくずさず、子どもたちに不安な気持ちを起こさせないようにする。 ☆非常階段の安全な使い方を各クラスで確認する。	
	ねらい	指導内容・留意点
四月	☆非常時の合図や、避難の仕方を知る。 ☆消火器の場所を確認し、使い方を知る。(職員)	※子どもの命を預かっていることを自覚する。 ※保育者同士が、担当部署についてしっかり話し合い、共通理解を深める。 ※防火管理、避難訓練の持ち方について、細かい注意を話し合う。 ※非常時の合図や避難の仕方を、子どもたちにわかりやすく話す。 ※消火器の設置してある場所を確認し、扱い方を全員が把握する。 ※消火器の点検をする。
五月	☆お・は・し・もの約束を覚える。 ☆非常時の合図や、避難の仕方を再確認する。	※「お」「は」「し」「も」の約束を分かりやすく話す。 ※避難訓練の合図は子どもたちが各クラスとも保育室に集まっているときに園内放送で流す。 ※子どもたちに不安な気持ちを起こさせないように、落ち着いた態度で誘導する。 ※火災発生の避難の仕方を再確認する。
六月	☆保育者の指示を聞き、慌てずに避難する。	※子どもたちに不安な気持ちを起こさせないように、落ち着いた態度で避難場所に誘導する。 ※「お」「は」「し」「も」の約束を再確認する。
七月	☆夏の災害や防火について知る。	※花火の遊び方、プールあそびや海水浴に行くときなどの注意を話す。 ※突発事故に際して慌てないように、救急処置の方法について知る。 《人工呼吸法、三角布を使った止血法など》
八月	☆保育者の指示を聞き、できるだけ早く避難する。	※敏速な行動に重点をおきながらも、落ち着いた態度で事故のないように誘導する。
九月	☆第二避難場所に避難する。	※第二避難場所が段原南第二公園であることを事前に子どもたちに知らせておく。 ※道路を横断するときは、危険のないように十分注意し、公園まで誘導する。その際にまず、第一避難場所(園庭)・人数を確認してから誘導する。
十月	☆消防署の役割を知り、消防自動車に乗ったりしながら親しむ。 ☆消火器の使い方を再確認する。(職員)	※消防自動車の出動を要請し、消防署の指導を受ける。 ※事前に、消防自動車の種類や役割を子どもたちと調べておき、期待を持たせる。 ※避難訓練は前々回と同様に行う。 ※消火器の点検・扱い方を全員がわかるようになり、実際に操作してみる。
十一月	☆広島県一斉防災訓練に参加する ☆第二避難場所に避難する。 ☆火事の怖さについて知る。	※一斉訓練は通達を受けた後、速やかに確認・返信する。 ※火事についての絵本や紙芝居を見せて、火事の怖さについて知る。 ※職員間で、消防組織表を再確認し、動きをしっかりと理解して行動する。 ※保育者・園児ともに避難するだけでなく「お」「は」「し」「も」の約束を再確認する。
十二月	☆地震その他の災害の場合は、避難の仕方が異なることを知る。	※地震発生時の心構えと約束を保育者間で話し合う。 ※地震の合図で、机の下や物陰に隠れる練習をしたり、地震の時の心構えなど、みんなで話し合う。 ※その後火災が起きたと想定し、避難訓練を行う。
一月	☆不審者が侵入した場合の避難の仕方を知る。 ☆冬の災害や防火について知る。	※不審者が侵入した場合の合図を確認するとともに、非常時の心構えと約束を保育者間で確認する。 ※不審者が侵入した場合は、室内で静かにしていることを知らせる。 ※その後、火災が起きたと想定し、避難訓練を行う。
二月	☆自由あそびの最中でも、避難場所に避難できるようにする。	※子どもたちの全体の動きを把握して、非常ベルを鳴らす。 ※訓練を活かし、どこにいても素早く子どもを把握し、避難できるようにする。
三月	☆避難場所を確認して、避難できるようにする。	※「お」「は」「し」「も」の約束を徹底させる。 ※放送をよく聞いた後、落ち着いた態度で迅速に避難できるように誘導する。

※ 初期消火訓練は毎月行う

園の安全対策等 (万が一に備えて)

○園児保険

事故のないように気をつけていますが、万が一の際を考慮し、全園児が保険に入っております。



○救急看護

事故に適應できるようにマニュアルを作成し、園内研修を行っています。

○110 番直結 非常通報装置

し、

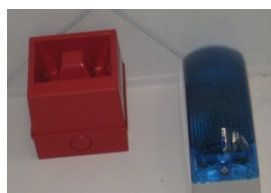
(ホットライン)

緊急時に非常ボタンを押すと即時に 110 番に自動通報します。



○セキュリティシステム

警備会社と契約をし、建物警備はもちろんのこと、不審者、異常等の発生時には、すぐに警備員が駆けつける体制になっています。



○監視カメラが園内外を監視

異常があった時に備えて常時録画をしています。



○カラーボール

このボールを犯人に投げて当てると色がつき消えません。



○刃物などの凶器を持った犯人

には、さすまたで壁などに押し当てます。



○火災通報装置(ホットライン)

火災時に非常ボタンを押すと、即時に 119 番に自動通報します。



◎園外に出るときは、いつでも園と連絡がとれる様、必ず携帯電話を持っています。



*子育て支援

子育て支援制度

(詳しくはお住まいの区役所保健福祉課へお問い合わせください)

【こども医療費補助制度】

広島市内に住所を有しており、かつ保護者の所得額が基準未満の場合、小学校 6 年生までのお子さんは通院初診料が 1 日 500 円 (月 4 日まで) となります。基準額以上所得制限額未満の場合、未就学児の通院初診料が 1 日 1,000 円 (月 2 日まで) となります。また、第三子以降の子どもは基準額以上所得制限額未満の場合、通院初診料が 1 日 500 円 (月 4 日まで) となります。予め、こども医療費受給者証の申請および取得が必要となりますのでご注意ください。詳しくは下記 QR コードから確認ください。



【ひとり親家庭等医療費助成事業】

ひとり親家庭の母又は父その児童 (18 歳未満) に対し、医療費の一部を補助することにより、保健の向上と生活の安定に寄与するとともに家庭等の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

詳しくは下記 QR コードから確認ください。



虐待防止のための措置に関する事項

園児への虐待防止のため、職員は以下の措置を講じています。

- ・園児や保護者の教育・啓発の実施
- ・児童虐待の早期発見に努める (子どもの状況を観察、保護者の態度、家庭環境の把握など)
- ・職員による虐待の防止 (研修の実施、保育現場や記録などから言動の把握)
- ・関係機関へ通告を行う体制づくり
- ・虐待防止マニュアルの作成
- ・記録簿等の整備

例えば、親からの愛情で行われた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えているとすれば、それは「虐待」であると言えます。支援の手を差しのべるために、どんなことでも気になる場合は連絡することが義務づけられています。保護者のみなさまと園全体で取り組んでいけたらと思います。虐待が疑われる場合は保育園園長 (082-568-8330) 又は広島市児童相談所 (082-263-0694) にご相談ください。

虐待とは

- ①身体的虐待→子どもの身体に外傷が生じ、または生ずるおそれのある暴行を加えること。
- ②性的虐待→子どもにわいせつな行為をすること、またはわいせつな行為をさせること。
- ③ネグレクト→子どもの心身の正常な発達を妨げるような減食。長時間の放置や、不潔なままにすること。
- ④心理的虐待→子どもに著しい心理的外傷を与えること。

関連機関

広島市南区保健福祉課児童福祉係	082-250-4131
広島市児童相談所	082-263-0694
警察総合相談 (警察に関する受付)	082-228-9110
広島南警察署	082-255-0110
広島市南消防署	082-261-5181
段原交番	082-252-1103
広島市南保健センター	082-250-4108
生活相談ダイヤル (悪徳商法等)	082-221-4194



どんなことでもご相談ください。